

水銀に関する水俣条約第 8 条（排出）について

【第 1 項】 第 8 条の趣旨

1 この条の規定は、附属書 D に掲げる発生源の分類に該当する特定可能な発生源からの排出を規制するための措置を通じ、水銀及び水銀化合物（しばしば「総水銀」と表される。）の大気への排出を規制し、及び実行可能な場合には削減することに関するものである。

- 附属書 D において、条約第 8 条の規制の対象となる排出源が列記されている。
- 具体的には、①石炭火力発電所、②産業用石炭燃焼ボイラー、③非鉄金属（鉛、亜鉛、銅及び工業金）製造に用いられる製錬及びばい焼の工程（非鉄金属製錬施設）、④廃棄物の焼却施設並びに⑤セメントクリンカーの製造設備の 5 種が掲げられている。

【第 2 項】 定義規定

2 この条の規定の適用上、

- (a) 「排出」とは、水銀又は水銀化合物の大気への排出をいう。
- (b) 「関係する発生源」とは、附属書 D に掲げる発生源の分類の一に該当する発生源をいう。締約国は、いずれかの分類に関する基準が当該分類からの排出量の少なくとも七十五パーセントを含む場合に限り、選択により、附属書 D に掲げる発生源の分類の対象となる発生源を特定するための基準を定めることができる。
- (c) 「新規の発生源」とは、附属書 D に掲げる分類に該当する関係する発生源であって、次の (i) 又は (ii) に規定する日の少なくとも一年後に建設又は実質的な改修が開始されるものをいう。
 - (i) この条約が関係締約国について効力を生ずる日
 - (ii) 発生源が附属書 D の改正によってのみこの条約の対象となる場合において、当該改正が関係締約国について効力を生ずる日
- (d) 「実質的な改修」とは、排出の実質的な増加をもたらす関係する発生源の改修をいう。ただし、副産物の回収から生ずる排出に関する変化を除く。改修が実質的であるか否かの判断は、当該発生源がある締約国が行う。
- (e) 「既存の発生源」とは、新規の発生源でない関係する発生源をいう。
- (f) 「排出限度値」とは、特定可能な発生源から排出される水銀又は水銀化合物（しばしば「総水銀」と表される。）の濃度、質量又は排出率の上限值をいう。

【第3項】排出管理及び国家排出管理計画

3 関係する発生源を有する締約国は、排出を規制するための措置をとるものとし、当該措置並びに期待される対象、目標及び結果を定める自国の計画を作成することができる。締約国は、この条約が当該締約国について効力を生ずる日の後四年以内に自国の計画を締約国会議に提出する。締約国が第二十条の規定に従って実施計画を作成する場合には、当該締約国は、この3の規定に従って作成した自国の計画を当該実施計画に含めることができる。

○ 「実施計画」については、条約第20条において、以下のように定められている。

第20条 実施計画

1 締約国は、当初の評価の後、国内の事情を考慮して、この条約の義務を履行するために実施計画を作成し、及び実施することができる。当該実施計画は、作成の後、速やかに事務局に提出すべきである。

2～4 (略)

【第4項】新規発生源へのBAT/BEP適用

4 各締約国は、新規の発生源に関し、排出を規制し、及び実行可能な場合には削減するため、できる限り速やかに、遅くともこの条約が自国について効力を生ずる日の後五年以内に、利用可能な最良の技術及び環境のための最良の慣行の利用を義務付ける。締約国は、利用可能な最良の技術の適用に適合する排出限度値を使用することができる。

○ 「利用可能な最良の技術」(Best Available Techniques) 及び「環境のための最良の慣行」(Best Environmental Practices) の利用については、条約第2条において定義が規定されている。

第2条 定義

(b) 「利用可能な最良の技術」とは、一の締約国又は当該締約国の領域にある一の設備に対する経済的及び技術的考慮を払いつつ、水銀の大気への排出並びに水及び土壌への放出並びにその環境に対する影響を全般的に防止し、又はこれが実行可能でない場合には、当該排出及び放出を削減するための最も効果的な技術をいう。この文脈において、

(i) 「最良の」とは、環境全体の保護を全般的に高い水準で達成するに当たり最も効果的であることをいう。

(ii) 「利用可能な」技術とは、一の締約国及び当該締約国の領域にある一の設備に関し、当該締約国の領域内で使用されるか否か又は開発されるか否かを問わず、当該設備において操作する者が利用可能であると当該締約国が決定することを条件として、費用及び効果を考慮して、経済的及び技術的に実行可能な条件の下で、関係する産業分野において実施することのできる規模で開発される技術をいう。

(iii) 「技術」とは、使用される技術、操業上の慣行並びに設備が設計され、建設され、維持され、操作され、及び廃止される方法をいう。

(c) 「環境のための最良の慣行」とは、環境に関する規制措置及び戦略を最適な組合せで適用したものをいう。

- 米国及び EU 各国においては、既に水銀の大気排出に係る規制制度が設けられており、それらは BAT の考え方を織り込んだものとされているが、いずれも、特定の技術の導入を事業者に義務付ける形式の規制ではなく、BAT の適用に適合する排出限度値を規制当局が設定し、その遵守を事業者に求める規制形式となっている。

【第5項、第6項】既存発生源に対する措置

- 5 各締約国は、既存の発生源に関し、できる限り速やかに、遅くともこの条約が自国について効力を生ずる日の後十年以内に、次の措置のうち一又は二以上の措置を、自国の事情並びに当該措置の経済的及び技術的な実行可能性及び妥当性を考慮の上、自国の計画に含め、及び実施する。
- (a) 関係する発生源からの排出を規制するため及び実行可能な場合には排出を削減するための数量化された目標
 - (b) 関係する発生源からの排出を規制するため及び実行可能な場合には排出を削減するための排出限度値
 - (c) 関係する発生源からの排出を規制するための利用可能な最良の技術及び環境のための最良の慣行の利用
 - (d) 複数の汚染物質の規制に関する戦略であって、水銀の排出の規制について相互の利益をもたらすもの
 - (e) 関係する発生源からの排出を削減するための代替的な措置
- 6 締約国は、全ての関係する既存の発生源に対して同一の措置を適用し、又は異なる発生源の分類に関して異なる措置を採択することができる。締約国により適用される措置は、長期的にみて排出の削減における合理的な進展を達成することを目的とする。

【第7項】排出目録（インベントリ）の作成

- 7 締約国は、できる限り速やかに、遅くともこの条約が自国について効力を生ずる日の後五年以内に、関係する発生源からの排出に関する目録を作成し、その後は維持する。

【第8項、第9項、第10項】手引（ガイダンス）の取扱いに関する規定

- 8 締約国会議は、その第一回会合において、次の手引を採択する。
- (a) 新規の発生源と既存の発生源との相違及び複数の環境媒体にまたがる影響を最小限にする必要性を考慮に入れた利用可能な最良の技術及び環境のための最良の慣行に

関する手引

(b) 5に規定する措置の実施、特に目標の決定及び排出限度値の設定における締約国に対する支援に関する手引

9 締約国会議は、できる限り速やかに、次の手引を採択する。

(a) 締約国が2(b)の規定に従って作成する基準に関する手引

(b) 排出に関する目録の作成方法に係る手引

10 締約国会議は、8及び9の規定に従って作成する手引を常に再検討し、適当な場合には更新する。締約国は、この条の関連する規定を実施するに当たり、この手引を考慮する。

○ ガイダンスの採択に向けて「大気排出に関する技術専門家会合」が設けられ、専門家による議論が行われている。専門家の一人として、我が国からは守富委員が参加。

○ 第1回目の会合が本年2月に開催されており、第2回目は本年9月に開催の予定。その結果を踏まえ、本年11月に催される第6回政府間交渉会議(INC6)において、第8項(a)に規定されたBAT/BEPに関するガイダンスの暫定採択を目指すとされている。

【第11項】報告内容

11 締約国は、第二十一条の規定に従って提出する報告に、この条の規定の実施に関する情報、特に4から7までの規定に従ってとる措置及びその効果に関する情報を含める。